

日行連発第1059号
平成24年11月12日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 岸本 敏和

「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（通知）」における『中小企業診断士の診断書等』について

平成12年9月29日付け、衛産第79号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（通知）」（別添参照）において、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可にあたり、申請者が経理的基礎を有しない場合は『中小企業診断士の診断書等』を提出することが必要とされています。

当該診断書を行政書士が作成することについては、平成22年に環境省担当課と日行連が協議を行った際に「行政書士の作成によるものでも構わない」旨の口頭回答を得ておりますが、当該案件に係る裁量権は各自治体にあるため、統一した指導は困難であるとのことでした。

現在、行政書士作成の診断書が認められていない各単位会におかれましては、必要に応じて各自治体への働きかけ等の対応を図っていただけますようお願いいたします。

別添資料：「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに
産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（通知）」
（平成12年9月29日付け、衛産第79号）

以上